

宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和2年2月24日）掲載

○ 信号機に不具合があったときの連絡先について

【問】

普段よく通行する国道の交差点には、脇道から進入しようとする車に反応して信号が変わる半感应式信号機が設置されています。しかし、最近その交差点の脇道側に車が止まっていなくても、赤信号になってしまうので、もしかしたら信号機が故障しているかもしれません。どこに連絡したら良いでしょうか。

【回答】

相談を受けた行政相談委員が、最寄りの警察署に連絡し対応を依頼しました。

警察において現地調査を行ったところ、信号機の感知機の故障で、人や車がいなくても信号が変わっていたことが判明し、部品の交換修理をして、正常な状態に戻したとの連絡が行政相談委員にありました。

信号機の不具合を発見した場合の通報先は、最寄りの警察署の交通課となりますが、緊急の場合には、110番におかけください。